

総務警察常任委員会資料

(平成21年5月21日)

[件名]

- ・人事院勧告の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・県内民間事業所における夏季一時金に関する特別調査結果の
概要及び取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

人事委員会事務局

人事院勧告の概要について

平成21年5月21日
人事委員会事務局

人事院においては去る5月1日（金）、本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置等について勧告を行った。その概要は以下のとおり。

I 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

1 一般職国家公務員の特別給の改定に当たっての基本的考え方

一般職国家公務員の特別給（期末手当・勤勉手当）は、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握して支給割合に換算した上で官民均衡を図り、必要があれば職員の特別給の改定を勧告することが基本

2 本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施

○ 民間企業の春季賃金改定において夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況にかんがみ、民間企業における本年の夏季一時金の決定状況を把握するため、約2,700社を対象に特別調査を実施（4月7日～24日）

○ 調査完了率75.6%。夏季一時金決定済企業（決定済企業）340社（企業割合：13.5%、従業員割合：19.7%）

① 現時点では、全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定
② 決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は、△14.9%となっているが、製造業では△22.0%であるのに対し、非製造業では△6.0%と産業別に大きなばらつき

③ 決定済企業の従業員割合も産業別にばらつきがあり、決定済企業における対前年増減率が△14.9%となったのは、決定済企業における製造業の従業員の割合が5割を超えていていることが強く反映。調査対象全企業従業員ベースで見た対前年増減率は△13.2%

3 特例措置の実施

○ 民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、12月期の特別給で1年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当。現時点において夏季一時金の全体状況を精確に把握できないことから、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当

○ 特例措置による凍結月数分は、6月期の特別給の支給月数（2.15月）に調査対象全企業従業員ベースで見た減少率（△13.2%）を乗じて得た月数を0.05月単位で切り捨てた0.25月分相当とすることが考えられるが、民間の約8割の従業員の夏季一時金が未定であること、産業別の改定状況に大きなばらつきがあること、暫定的な措置であることを考慮すると、特別給の改定幅の最小単位0.05月分を差し引き0.20月分とすることが適当。その期末手当と勤勉手当への配分は、6月期の特別給の構成比に従って実施。

職 員	期末・勤勉手当合計月数（6月分）		
	現行	凍結分	凍 結 後
一般職員	2.15	0.20	1.95（期末：1.25（△0.15） 勤勉：0.7（△0.05））
特定幹部職員	2.15	0.20	1.95（期末：1.1（△0.10） 勤勉：0.85（△0.10））
指定職職員	1.60	0.15	1.45（期末：0.7（△0.05） 勤勉：0.75（△0.10））

○ 特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当の取扱いについては、例年どおり民間の特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を国会及び内閣に勧告

○ 指定職俸給表適用職員については、IIの改定を行った上でこの特例措置を実施

II 指定職職員の特別給への勤務実績の反映

指定職職員の特別給について、勤務実績を適切に反映するため、現行の期末特別手当を廃止し、「期末手当」（一定率分）と「勤勉手当」（成績査定分）に再編する。

III 実施時期

I及びIIの措置は、勧告を実施するための法律の公布の日から実施

県内民間事業所における夏季一時金に関する特別調査結果の概要及び取扱いについて

平成21年5月21日
人事委員会事務局

- 県内民間事業所における夏季一時金に関する特別調査の結果、本年の夏季一時金については、調査時点で未定の事業所が多いこと等を踏まえ、当調査に基づく職員の期末・勤勉手当に係る勧告は実施しないこととした。
- ① 調査時点で決定済み事業所が少なく、調査結果にバラつきもあることから、県内民間事業所実態を精確に反映できない懸念がある。
- ② 5月1日より実施している本年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、減少傾向が見られる県内民間事業所の支給実績に応じた年間支給月数の改定を行うことが適切と判断した。
- ③ 既に、凍結後の国及び他県に比べて、本県の支給月数は最低水準である。

1. 調査の目的

県内民間事業所の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を緊急に把握するため。

2. 調査期間

平成21年4月22日(水)～5月1日(金)

3. 調査対象事業所

本年、職種別民間給与実態調査を実施する131事業所

4. 調査の方法

郵送による通信調査。併せて、電話により協力を依頼した(通常の民間給与実態調査は訪問調査)。

5. 調査の主な内容

本年夏季一時金の支給の決定状況、本年及び前年の夏季一時金支給月数等

6. 集計事業所

116事業所(調査完了率88.5%)

※回答のあった事業所のうち、人事院が調査した事業所は企業全体の数値であり、本県の実態と異なる場合がある。

7. 調査結果の概要

(1) 夏季一時金の決定状況

集計事業所数	決定済事業所数(割合)	未定の事業所数(割合)
116事業所	34事業所(29.3%) <主な業種別> 製造業 22.0% 電気・運輸 42.3%	82事業所(70.7%) <主な業種別> 製造業 78.0% 電気・運輸 57.7%

(2) 夏季一時金決定済事業所の内訳

集計事業所数	増	前年並み	減
34事業所	4事業所 (11.8%)	12事業所 (35.3%)	18事業所 (52.9%)

※「増」「前年並み」「減」は昨年夏の支給実績月数と本年夏の支給予定月数を比較したもの。

(3) 調査結果の分析

- ◇夏季一時金の支給予定額等が決定している事業所数が少ない。
- ◇規模別・産業別に見て決定済事業所が偏在している。又、欠損している区分もある。
- ◇全体として昨年夏に比べて減少傾向がうかがえるものの、調査結果にバラつきがある。

【参考】国勧告後の6月期末勤勉手当支給月数

区分	期末手当	勤勉手当	計
国	1.25月	0.700月	1.950月
鳥取県	1.19月	0.725月	1.915月

夏季一時金特別調査集計結果

【企業規模別調査結果】

企業規模区分	対象事業所数	調査回答数	支給月数未定	決定済み	内訳		
					増	前年並み	減
500人以上	34	31	16	15	該当事業所数が2以下の部分があり、事業所が特定される可能性があることから公表しない		
		91.2%	51.6%	48.4%			
100人～499人	69	62	51	11			
		89.9%	82.3%	17.7%			
50人～99人	28	23	15	8			
		82.1%	65.2%	34.8%			
計 (事業所数比較)	131	116	82	34	4	12	18
		88.5%	70.7%	29.3%	11.8%	35.3%	52.9%

※3,000人以上の事業所で回答のあった事業所のうち13事業所は企業全体の数値であり、本県の実態とは異なる場合がある。

※「内訳」欄は、昨年夏の支給実績月数と本年夏の支給予定月数を比較したもの。

【産業別調査結果】

企業規模区分	対象事業所数	調査回答数	支給月数未定	決定済み	内訳		
					増	前年並み	減
漁業・建設業	7	6	3	3			
		85.7%	50.0%	50.0%			
製造業	69	59	46	13			
		85.5%	78.0%	22.0%			
電気・ガス ・運輸等	26	26	15	11	該当事業所数が2以下の部分があり、事業所が特定される可能性があることから公表しない		
		100.0%	57.7%	42.3%			
卸・小売業	13	10	7	3			
		76.9%	70.0%	30.0%			
金融・保険業 サービス業 (病院等含む)	16	15	11	4			
		93.8%	73.3%	26.7%			
計	131	116	82	34	4	12	18
		88.5%	70.7%	29.3%	11.8%	35.3%	52.9%

【決定済事業所における増減の内訳】

決定済	増	前年並み	内訳		減	1割以下	1割超～2割以下	2割超 (皆減→也含む)
			七口～七口	八口～九口				
34	4	12	4	4	18	6	7	5
100.0%	11.8%	35.3%	11.8%	52.9%	17.6%	20.6%	14.7%	